

SAMPLE

# Enrolled Agent

## Part 1 : Individuals

### 2013 edition 補助レジュメ

### 全問ポイント日本語解説

# PART 1

#### 《当レジュメについてのご注意》

当レジュメは、U.S.CPA (TAX) 学習経験者を対象とし、効率よく EA 試験合格を目指していただくために作成したものです。EA 試験はすべて英語による試験ですが、日本人が内容を理解するにあたっては日本語の方が効率的であることは言うまでもありません。そのため当レジュメでは2013 edition GLEIM テキスト掲載 (Part 1 : 全515問、Part 2 : 全758問、Part 3 : 全232問) の各問のポイントを日本語で分かりやすく解説しています。GLEIM の英文問題解説を直訳 (全訳) したものではなく、関連するポイントを含め要点をコンパクトにまとめたものです。

#### 《税法数値等について》

EA 試験では、一部の数値を正確に覚えていることが要求されます (但し選択肢より推測が可能な問題もあります)。2013年5月1日～2014年2月28日までの試験期間は、2012年度申告の数値での出題となります。

#### 《問題のランク分け》

GLEIM テキスト掲載の問題について、下表の3つにランク分けしています。

|       |                                                                   |
|-------|-------------------------------------------------------------------|
| A ランク | U.S.CPA 試験内容と重複する基本的な問題<br>※一部、FAR (財務会計)・BEC (管理会計) の内容を含む。      |
| B ランク | EA 試験特有の上級論点 (細かい論点) を含む問題                                        |
| C ランク | 合否には影響が少ない余力がある方向けの問題<br>※チャレンジ問題または細かすぎる暗記が要求される問題を C ランクとしています。 |

A および B ランクのみで十分合格が可能です。

GLEIM は75%以上の正答率を理想的な合格レベルとしています。

※問題番号脇に★マークが付いている問題は、講義中に演習する問題であり、A ランクと B ランクの『厳選問題』となります (但し一部 C ランクも含めています)。

皆様が当レジュメを活用することによって、短期合格を勝ち取られることを祈念しております。

TAC 米国税理士 (EA) 講座

# Part 1 : Individuals

Part 1では、連邦個人所得税および連邦贈与税・相続税が出題される。

| Study Unit 1-11 Federal Individual Income Tax (連邦個人所得税) |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |             |
|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| <b>SU1</b>                                              | <b>Filing Requirements (申告義務)</b><br>1-1 Preliminary Work to Preparer Tax Returns (申告書作成のための準備)<br>1-2 Filing Status (申告資格)<br>1-3 Filing Requirements (申告義務)<br>1-4 Personal and Dependency Exemptions (人的控除・扶養控除)<br>1-5 Returns of Dependents (扶養家族の申告)<br>1-6 Nonresident and Dual-Status Aliens (非居住外国人・二重資格を有する外国人)                                                                                                                 | <b>p.3</b>  |
| <b>SU2</b>                                              | <b>Gross Income (総所得)</b><br>2-1 Gross Income (総所得)<br>2-2 Interest Income (利子所得)<br>2-3 Income from Securities (配当所得)<br>2-4 Royalties and Rental Income (ロイヤルティ所得・不動産賃貸所得)                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>p.15</b> |
| <b>SU3</b>                                              | <b>Business Deductions (事業経費の控除)</b><br>3-1 Business Expenses (事業経費)<br>3-2 Entertainment and Meals (交際接待費・飲食費)<br>3-3 Rental Property Expenses (賃貸不動産に係る経費)                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>p.25</b> |
| <b>SU4</b>                                              | <b>Above the Line Deductions and Losses (調整総所得前控除および損失)</b><br>4-1 Educator Expenses (教育者費用)<br>4-2 Health Savings Account (医療費貯蓄口座)<br>4-3 Moving Expenses (適格引越費用)<br>4-4 Self-Employment Deductions (自営業者の控除)<br>4-5 Alimony Paid (支払離婚扶助手当)<br>4-6 Retirement Savings (IRA) Contribution (個人退職年金口座)<br>4-7 Higher Education Expenses (教育関連控除)<br>4-8 Other Above the Line Deductions (その他の調整総所得前控除)<br>4-9 Loss Limitations (損失控除の制限) | <b>p.35</b> |
| <b>SU5</b>                                              | <b>Itemized Deductions (項目別控除)</b><br>5-1 Medical Expenses (医療費)<br>5-2 Taxes (税金)<br>5-3 Interest Expenses (支払利息)<br>5-4 Charitable Contributions (慈善寄付金)<br>5-5 Casualty Losses (災害損失)<br>5-6 Miscellaneous Deductions Subject to 2% AGI Limitation (2%制限付き雑控除)<br>5-7 Miscellaneous Deductions Not Subject to 2% AGI Limitation (その他の雑控除)                                                                                              | <b>p.47</b> |
| <b>SU6</b>                                              | <b>Tax Credits, Other Taxes, and Payments (税額控除、その他の税、前払税金)</b><br>6-1 Tax Credits (税額控除)<br>6-2 Other Taxes (その他の税)<br>6-3 Payments (前払税金等)                                                                                                                                                                                                                                                                                              | <b>p.57</b> |
| <b>SU7</b>                                              | <b>Basis (資産のベース)</b><br>7-1 Cost Basis (購入により取得した資産)<br>7-2 Property Received by Gift (贈与により取得した資産)<br>7-3 Property Received for Services (役務提供の対価として受領した資産)                                                                                                                                                                                                                                                                             | <b>p.67</b> |

|                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
|-----------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------|
|                                                                 | 7-4 Inherited Property (相続により取得した資産)<br>7-5 Stock Dividends (株式配当)                                                                                                                                                                                                                                                                           |              |
| <b>SU8</b>                                                      | <b>Adjustments to Assets Basis and Capital Gains / Losses</b><br>(資産のベーススに対する調整とキャピタル・ゲインまたはロス)<br>8-1 Adjustments to Asset Basis (資産のベーススに対する調整)<br>8-2 Holding Period (資産の保有期間)<br>8-3 Capital Gains and Losses (キャピタル・ゲインおよびロス)<br>8-4 Capital Gains on Sales of Stock (株式の売却によるキャピタル・ゲイン)<br>8-5 Sections 1202 and 1244 Stock (適格中小企業株式) | <b>p.77</b>  |
| <b>SU9</b>                                                      | <b>Business Property, Related Parties, and Installment Sales</b><br>(事業用資産、関係者間取引、割賦販売)<br>9-1 Related Party Sales (関係者間取引)<br>9-2 Business Property (事業用資産)<br>9-3 Installment Sales (割賦販売)                                                                                                                                                 | <b>p.87</b>  |
| <b>SU10</b>                                                     | <b>Nonrecognition Property Transactions (非課税の資産取引)</b><br>10-1 Sale of a Principal Residence (個人の主たる住居の売却)<br>10-2 Like-Kind Exchanges & Involuntary Conversions (同種資産の交換・強制的転換)                                                                                                                                                             | <b>p.97</b>  |
| <b>SU11</b>                                                     | <b>Individual Retirement Accounts (個人退職年金口座)</b><br>11-1 IRAs Defined (個人退職年金口座とは)<br>11-2 Contributions (個人退職年金口座への積立て)<br>11-3 Penalties (個人退職年金口座に関する罰則金)<br>11-4 Roth IRAs (ロス個人退職年金口座)<br>11-5 Coverdell Education Savings Accounts (教育費貯蓄口座)                                                                                           | <b>p.109</b> |
| <b>Study Unit 12-13 Federal Gift and Estate Tax (連邦贈与税・相続税)</b> |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |              |
| <b>SU12</b>                                                     | <b>Gift Tax (贈与税)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        | <b>p.119</b> |
| <b>SU13</b>                                                     | <b>Estate Tax (相続税)</b>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | <b>p.127</b> |

まず、連邦個人所得税に関する問題を演習する。以下は所得税申告書の概要となるが全体像を確認しておこう。EA 試験では納税者の立場ではなく「申告書作成者」としての立場から問題を解く必要がある。

### **Form 1040 : U.S. Individual Income Tax Return**

(連邦個人所得税申告書の概要)

|                                                  |                      |
|--------------------------------------------------|----------------------|
| <b>GROSS INCOME</b>                              | 総所得                  |
| — Above the Line Deductions                      | 調整総所得前控除             |
| <b>= ADJUSTED GROSS INCOME</b>                   | 調整総所得                |
| — Itemized Deductions or Standard Deduction      | ① 項目別控除または標準控除のいずれか大 |
| — Personal and Dependency Exemptions             | ② 人的控除・扶養控除          |
| <b>= TAXABLE INCOME</b>                          | 課税所得                 |
| × Tax Rate                                       | 適用税率                 |
| <b>= INCOME TAX</b>                              | 所得税額                 |
| + Alternative Minimum Tax / SE Tax / Other Taxes | 代替ミニマム税・自営業者税その他の税   |
| — Tax Credits / Payments                         | 税額控除・前払税金等           |
| <b>= TAX LIABILITY OR REFUND</b>                 | 申告納税額または還付税額         |

(注) 各種フォーム(申告書およびその他の調書)は、IRS のホームページにてダウンロードできる。EA 試験は四択問題のみであるため、USCPA 試験のように Form 1040 への入力問題は出題されないが、USCPA 試験では目にすることがなかったフォームの番号等が問題文に含まれていることがある。IRS のホームページにて具体的なフォームを参照するという少しの手間をかけると記憶に残りやすくなるかもしれない。なお、主要なフォームは「巻末資料」に掲載している。

## 2

## GROSS INCOME

## A22問 (55%) B15問 (37.5%) C3問 (7.5%)

総所得算入項目（※2012年度 Form 1040の記載順）と主な総所得除外項目を下表にまとめておく。

所得認識のタイミングに関して特に現金主義におけるみなし受領および前受所得の特例を確認しておこう。

| 総所得算入項目                                                                                                                                                                                                                                                           | 関連する主な総所得除外項目（非課税項目）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Wages, salaries, tips, etc.<br>（給与所得）<br>※報酬の現物（property）支給は<br>受領日におけるその時価（FMV）で評価。                                                                                                                                                                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 外国源泉勤労所得（foreign earned income）を <b>\$95,100 (2012)</b> を上限として GI から除外することができる。</li> <li>※勤労所得（earned income）とは、通常、人的役務（労働）に対し支払われた所得をいう。</li> <li>・ <b>牧師に提供された宿舍等の経済的利益（rental value of parsonages / rental allowance）は原則非課税。</b></li> <li>・ 非課税の福利厚生は <b>Part 2 : Businesses</b> にて解説する。</li> </ul> |
| Interest income（利子所得）                                                                                                                                                                                                                                             | 州債・地方債（municipal bond）の利息、シリーズ EE 教育貯蓄債券（series EE Savings Bond）の利息は原則非課税。                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| Dividend income（配当所得）<br>※Qualified dividends：軽減税率適用<br>※ <b>配当金再投資プラン</b><br>※ <b>ミューチュアル・ファンド</b>                                                                                                                                                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 資本の払戻し（return of capital）は GI から除外される。</li> <li>・ 株式分割（stock split）、株式配当（stock dividend）は原則非課税。</li> </ul>                                                                                                                                                                                             |
| Tax refund<br>（還付金）                                                                                                                                                                                                                                               | 過年度に控除し税額を減らしていない場合の州の所得税の還付金、連邦所得税の還付金は、GI から除外される。                                                                                                                                                                                                                                                                                            |
| Alimony received<br>（離婚扶助手当）                                                                                                                                                                                                                                      | 養育費（child support）、財産分与（property settlement）は GI から除外される。                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| Business income or loss<br>（自営業者の事業所得）                                                                                                                                                                                                                            |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| Gain or loss on disposition of property<br>（譲渡所得）<br>※NLTCG：軽減税率適用 ※ <b>【SU8】</b>                                                                                                                                                                                 | ※非課税の資産取引については、 <b>【SU10】</b> にて解説する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
| IRA distributions (Traditional IRA income)<br>（個人退職年金口座からの引き出し）                                                                                                                                                                                                   | ※IRA の詳細は、 <b>【SU11】</b> にて解説する。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Pensions and annuities<br>（年金収入）                                                                                                                                                                                                                                  | 年金受領額のうち、拠出額の払戻し（return of capital）に相当する部分は GI から除外される。                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
| Rental real estate, royalties, partnerships, S corporation, trusts, etc.<br>（不動産賃貸所得、ロイヤルティ所得、パートナーシップ等のパススルー所得）                                                                                                                                                  |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| Farm income or loss<br>（農業従事者の農業所得）                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
| Unemployment compensation<br>（失業保険給付金）※ <b>ストライキ手当を含む</b>                                                                                                                                                                                                         | ※労災補償給付金（worker's compensation）は原則非課税。                                                                                                                                                                                                                                                                                                          |
| Social security benefit<br>（社会保障給付金）                                                                                                                                                                                                                              | 納税者の Provisional income の金額に応じて課税対象となる割合が異なるが、低額所得者の場合は全額非課税となる。                                                                                                                                                                                                                                                                                |
| Other income（雑所得）<br><ul style="list-style-type: none"> <li>・ Prizes and awards（賞金）</li> <li>・ Gambling winnings（ギャンブル収入）</li> <li>・ Cancellation of debt（債務免除益）</li> <li>・ Income in respect of a decedent（故人に関連した所得）</li> <li>・ Jury duty pay（陪審員報酬）</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>※一定の要件を満たした賞金は非課税。</li> <li>※<b>債務免除益は原則課税対象となるが、破産（bankruptcy）等による場合非課税。</b></li> </ul>                                                                                                                                                                                                                 |

その他の主な総所得除外項目（非課税項目）

- ・ 学士号等の学位取得のための奨学金 (scholarship and fellowship) は原則非課税。
- ・ 死亡を原因として受領した生命保険金 (life insurance proceed) は原則非課税。
- ・ 身体的傷害に対する損害賠償金 (personal physical injury damage) は原則非課税。  
一方、懲罰的損害賠償金 (punitive damage) は課税対象となるので注意しよう。
- ・ 欠勤に伴う所得の補償は、給与所得の代替であり、原則課税対象となる。  
但し、身体的傷害 (personal physical injury) に関連する所得補償は特別に非課税扱いが認められる。
- ・ 贈与・相続による資産の受領は、GI から除外される。

GLEIM Text p.60

## 2-1. Gross Income（総所得）

### 1. A ランク

#### 出題トピック 外国源泉勤労所得の除外

Answer (C) is correct.

米国民および居住外国人は、米国外（外国）源泉所得を含む“全世界所得”に対し申告義務・納税義務が生じる。

課税年度にわたり米国外に事業の本拠地 (tax home※) があった米国民、または、連続する任意の12ヶ月間において米国外に事業の本拠地があった米国民・居住外国人は、外国源泉勤労所得 (foreign earned income) を **\$95,100** (2012) を上限として GI から除外することができる。

※事業の本拠地 (tax home) とは、一般に、事業活動の遂行を中心に考えた本拠地 (principal place of business) をいい、個人の生活の本拠地とは異なる。事業活動を遂行する場所が複数ある場合、各所における労働時間・事業活動の程度・所得金額の大きさによって事業の本拠地を決定する。

本問で問われているのは、勤労所得 (earned income) の金額である。勤労所得とは、通常、人的役務（労働）に対し支払われた所得をいう。  
∴ **選択肢 (C)**：配当・利息・離婚扶助手当などの不労所得 (unearned income) を除く \$150,000 が正解となる。

<参考> 個人退職年金口座 (IRA) の控除額を計算する際の勤労所得 (earned income) とは異なるので混同しないように注意しよう！  
詳細は **【SU11】** を参照のこと。

### 2. A ランク

#### 出題トピック 前受所得

Answer (A) is correct.

Ruby 氏は現金主義を採用している歩合制の販売員である。将来の歩合が前（仮）払いされ、年度内に一部精算し返金している。  
∴  $\$75,000 + \$10,000$ （前受） $- \$8,000$ （返金）  
=  $\$77,000$

∴ **選択肢 (A)** が正解となる。

なお、前受所得 (prepaid income) は、会計主義にかかわらず（つまり、発生主義を採用している納税者であっても）、原則として、現金受領年度の所得として課税対象となる。

### 3. B ランク

#### 出題トピック みなし受領

Answer (D) is correct.

みなし受領 (constructive receipt) とは、実際に手元に現金等を受領してなくても、納税者が制約なく受領することが可能な状態にあれば、受領したとみなすということである。

選択肢 (D)：不動産売買において、エスクロ一代理人が買主から売却代金を預かっている場合であっても、売主は売買契約完了前に代金を受け取ることはできない（売買契約完了時に所得認識する）。∴ **選択肢 (D)** みなし受領とはならない。

## 4. B ランク★

## 出題トピック 債務免除益

Answer (D) is correct.

債務免除を受けた場合、その債務免除益は原則として課税対象となる。

但し、下記のような場合は、例外的に非課税。

- ・ 債務免除を贈与 (gift) として扱う場合。
- ・ 債務免除が破産 (bankruptcy) による場合。
- ・ 債務者が債務超過 (insolvent) の状態の場合。
- ・ 適格農業従事者 (farmer) の債務免除の場合。
- ・ 個人の主たる住居 (principal residence) の適格住宅担保ローンについて、2007/1/1以降2010/1/1より前に債務免除を受けた場合 (免除益200万ドルが上限となる)。
- ・ 適格不動産事業 (real property business) における債務の免除の場合。
- ・ 一定の学生ローン (student loan) が一定期間の間特定の免責職に就くことにより免除される場合。

本問における債務免除益は $\$15,000 - \$5,000 = \$10,000$ であるが、破産による債務免除となるため、全額非課税となる。

∴選択肢 (D) が正解となる。

## 5. B ランク

## 出題トピック みなし受領

Answer (D) is correct.

3年の雇用契約を完了しなければ株式を返却しなければならないという条件付きで、株式を受領している。制約があるため、3年の雇用契約完了時まで所得認識はしない。

∴選択肢 (D) が正解となる。

## 6. A ランク

## 出題トピック 人的役務提供の対価として受領した資産の basis

Answer (D) is correct.

人的役務提供の対価としての報酬を現物 (property) で受領した場合、受領日におけるその時価 (FMV) を GI に含めて課税を受ける。そこで、受領した資産の basis は、報酬として GI に含めて課税を受けた金額、つまり、受領した資産の時価 (FMV) となる。受領した資産の保有期間は受領日から起算する。

∴選択肢 (D) が正解となる。

## 7. B ランク★

## 出題トピック 債務免除益

Answer (B) is correct.

住宅担保ローンの早期返済に伴い残りの返済額の割引 (discount for early payment of a mortgage loan) を受けた場合、割引額は債務免除益として扱われ、納税者は Form 1040 の 21 行目 : Other income (雑所得) にて申告する。∴選択肢 (B) が正解となる。

## 8. B ランク

## 出題トピック みなし受領と債務免除益

Answer (C) is correct.

- ・ 預金の利息 \$200 と小切手 \$500 は、みなし受領 (constructive receipt) 規定により、当年度の所得として申告。
- ・ 医療費未払い分 \$2,000 が給与から差し押さえられているが、当然ながら、この分についても給与所得として申告。
- ・ 住宅ローンの早期返済に伴い銀行が割引した \$1,000 は、債務免除益として申告。

∴全項目が申告の対象で課税対象となる。

$\$200 + \$2,000 + \$1,000 + \$500 = \$3,700$

選択肢 (C) が正解となる。

## 9. C ランク

## 出題トピック 社会保障給付

## Answer (B) is correct.

社会保障給付金 (Social Security benefits) は、原則課税対象となるが、納税者の所得の大きさ（ここでは“Provisional income”が基準となる）に応じて課税対象となる割合が異なる。

## Provisional income

= AGI (※社会保障給付金を除く) + 非課税利息 + 社会保障給付金の50%。

※AGI (※社会保障給付金を除く) に非課税利息のみを加算した金額を Modified AGI という。

|            |                                                                                                                                                                                                             |
|------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 低額①<br>所得者 | Base Amount (BA) > Provisional income の場合、給付額の全額が非課税となる。                                                                                                                                                    |
| 中間②<br>所得者 | BA < Provisional income < Adjusted BA の場合、以下 i) ii) いずれか小さいほうの金額まで課税対象となる。<br>i) 給付額の50% または<br>ii) [(Provisional income - BA) × 50%]                                                                       |
| 高額③<br>所得者 | Adjusted BA < Provisional income の場合、以下 i) ii) いずれか小さいほうの金額まで課税対象となる。<br>i) 給付額の85% または<br>ii) [(Provisional income - Adjusted BA) × 85%に、さらに、上記②の計算方法で計算される金額と一律\$4,500 (MFJの場合\$6,000) のいずれか小さい金額を加算した金額] |

## Base Amount (BA)

|                |          |
|----------------|----------|
| MFJ            | \$32,000 |
| MFS<br>※配偶者と同居 | \$0      |
| 上記以外           | \$25,000 |

## Adjusted Base Amount (Adjusted BA)

|                |          |
|----------------|----------|
| MFJ            | \$44,000 |
| MFS<br>※配偶者と同居 | \$0      |
| 上記以外           | \$34,000 |

※ 上表の各種金額は問題文に与えられていることもある。

McGriff 夫妻の Provisional income

= AGI (\$3,600 + 24,000) + \$1,200 + \$30,000 × 50% = \$43,800 と計算される。

MFJ を用いており、中間所得者に該当する。

BA \$32,000 < Provisional income \$43,800 < Adjusted BA \$44,000

∴ 以下 i) ii) いずれか小さいほうの金額まで課税対象となる。

i) 給付額の50% = \$15,000 または

ii) [(Provisional income - BA) × 50%]

= (\$43,800 - \$32,000) × 50% = \$5,900。

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 10. A ランク

## 出題トピック 社会保障給付

## Answer (C) is correct.

どんなに高額所得者であっても、最高で給付額の85%のみが課税対象となる。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 11. A ランク★

## 出題トピック 社会保険給付

## Answer (A) is correct.

問9の解説を参照のこと。

Provisional income

= AGI (\$8,000 + 5,000 + 6,000) + \$2,500 + \$12,000 × 50% = \$27,500

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 12. A ランク

## 出題トピック 奨学金

## Answer (A) is correct.

学士号等の学位 (degree) 取得のための奨学金 (scholarship and fellowship) は、授業料・書籍代・その他関連費用に使用したのであれば、全額非課税。

但し、寮費等 (room & board) に使用した場合、その部分については課税対象となるので注意しよう。さらに、奨学金の受領に際して何らかの労働 (service) が条件となっている場合には、たとえ名目上は奨学金であっても、課税対象となる。例：大学の授業や研究の補助業務

∴ 課税対象となるのは、選択肢 (A) : \$2,100 である。

## 13. B ランク

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 出題トピック | 失業保険給付<br>ストライキの際の手当 |
|--------|----------------------|

**Answer (D) is correct.**

失業保険給付金 (unemployment compensation) およびストライキの際に労働組合の基金から支払われた手当等は、「全額」課税対象となる。  
 ※ 日本の雇用保険料は労使折半であるが、米国では雇用主のみが FUTA 税 (federal employment tax) を負担する。

$$\therefore \$2,500 + \$700 + \$2,000 = \$5,200$$
**選択肢 (D)** が正解となる。

※ 課税対象となる GI には、法で特に除外されない限り、すべての所得が含まれる。

## 14. B ランク

|        |      |
|--------|------|
| 出題トピック | 失業給付 |
|--------|------|

**Answer (B) is correct.**

前問の解説を参照のこと。

**選択肢 (B) :** 労働組合の基金から受領した失業給付も課税対象となる。∴誤り。

## 15. B ランク★

|        |             |
|--------|-------------|
| 出題トピック | 身体的障害の損害賠償金 |
|--------|-------------|

**Answer (A) is correct.**

身体的傷害に対する損害賠償金 (personal physical injury damage) は原則非課税。一方、懲罰的損害賠償金 (punitive damage) は課税対象となるので注意しよう。

欠勤に伴う所得の補償は、給与所得の代替であり、原則課税対象となる。但し、身体的傷害 (personal physical injury) に関連する所得補償は特別に非課税扱いが認められる。

∴全額非課税なので、**選択肢 (A) :** \$0 が正解となる。

## 16. A ランク

|        |             |
|--------|-------------|
| 出題トピック | 身体的障害の損害賠償金 |
|--------|-------------|

**Answer (B) is correct.**

身体的傷害に対する損害賠償金 (personal physical injury damage) は原則非課税。  
 ※ 課税対象となる GI には、法で特に除外されない限り、すべての所得が含まれる。  
 ∴**選択肢 (B)** が正解となる。

## 17. B ランク★

|        |       |
|--------|-------|
| 出題トピック | 教会の牧師 |
|--------|-------|

**Answer (A) is correct.**

教会の牧師に無償で提供された宿舍の賃貸価値 (rental value of parsonages) および 牧師に支給された金銭による住居手当 (rental allowance) は原則非課税となる。なお、金銭による住居手当は、実際に賃借料として支出した金額を上限として非課税扱いが認められる。

精算経理が行われる場合、雇用主からの交通費等の払戻しは GI から除外される。

∴基本給\$30,000のみが課税対象となる。

**選択肢 (A)** が正解となる。

## 18. B ランク

|        |       |
|--------|-------|
| 出題トピック | 教会の牧師 |
|--------|-------|

**Answer (B) is correct.**

前問の解説を参照のこと。

∴基本給\$20,000のみが課税対象となる。

**選択肢 (B)** が正解となる。

## 19. B ランク

|        |       |
|--------|-------|
| 出題トピック | 教会の牧師 |
|--------|-------|

**Answer (B) is correct.**

選択肢 (A) (C) (D) : 教会の牧師に提供された宿舍等の経済的利益は原則非課税となる。

**選択肢 (B) :** 教会の牧師が結婚式や葬式等にて「直接」受領したお布施は課税対象となる。

## 20. A ランク★

### 出題トピック 購入者が受領するリベート

**Answer (D) is correct.**

選択肢 (A) (B) : 生命保険金 (life insurance proceeds)、養育費 (child support) の受領は非課税となる。

選択肢 (C) : 商品の購入者が支払代金の一部を謝礼金などとして受領したリベート (キャッシュ・バック) は、単なる値引きであり、所得とはならない。

選択肢 (D) : 過年度に控除した引越費用について、当年度に雇用主から払戻しを受けた場合、タックス・ベネフィット・ルールにより、当年度の GI に含めなければならない (課税対象となる)。∴ 選択肢 (D) が正解となる。

※タックス・ベネフィット・ルールとは、「過年度に控除をとり税額を減らした項目が回復した際には、その回復した額を、GI に含めなければならない」とするルールである。GI に含める額は、回復した控除項目が過年度に税額の減少 (tax benefit) をもたらした範囲に限定される。

## 21. B ランク

### 出題トピック 教会の牧師と年金収入

**Answer (B) is correct.**

- ・教会の牧師に提供された宿舍等の経済的利益は原則非課税となる。
- ・年金 (pension and annuities) を受領しても、拠出額の払戻し (return of capital) に相当する部分は GI から除外される。本問では、納税者自身による拠出額はないと記載されているため、受領した年金は「全額」課税対象となる。

∴  $\$14,000 + \$3,000$  副業の給与 +  $\$1,000$  チップ +  $\$200$  賞与 +  $\$2,800$  障害者年金 =  $\$21,000$

選択肢 (B) が正解となる。

## 22. B ランク

### 出題トピック 社会保障給付

**Answer (A) is correct.**

詳細は問9の解説を参照のこと。

Provisional income

= AGI ( $\$10,000 + 2,000$ ) +  $\$12,000 \times 50\%$   
=  $\$18,000$

MFJ  $\$32,000$  以下なので、給付額の全額が非課税となる。∴ 選択肢 (A)  $\$0$  が正解となる。

## 23. A ランク

### 出題トピック 所得の移転

**Answer (B) is correct.**

役務提供の報酬は、提供者の所得として課税対象となる。本問では、Devin 氏の賃金の一部  $\$900$  が母親に直接支払われているが、働いて稼いだ Devin 氏本人の所得となる。

$\$300 + 500 + 900 = \$1,700$

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 2-2. Interest Income (利子所得)

### 24. C ランク

#### 出題トピック 利子所得

**Answer (D) is correct.**

- ・ 19歳の息子に\$1,000の利子所得があるが、18歳未満ではないため、親の所得に合算することはできないと GLEIM は解説している。詳細は【SU1】問35の解説を参照のこと。
- ・ 債券がディスカウント発行された場合の額面と発行価格との差額を発行差金 (Original Issue Discount : OID) という。ディスカウント発行された債券を保有する納税者は、現金主義を採用していたとしても、OID 部分については発生主義を用い利子所得として徐々に認識していくことになる。申告年度において利子所得として申告の対象となる OID が\$10以上ある場合、債券発行者は納税者に **Form 1099 OID** を送付しなければならない。
- ・ 銀行口座開設に伴い受領した粗品は、利子所得として課税対象となる。但し、\$5,000以下の預金額に対し時価\$10を超えない粗品、\$5,000以上の預金額に対し時価\$20を超えない粗品は非課税扱いが認められている。本問は、時価\$30の粗品となり、利子所得として課税対象となる。

$$\therefore \$50 + \$200 + \$30 + \$4,000 = \$4,280$$

**選択肢 (D)** が正解となる。

### 25. A ランク

#### 出題トピック みなし受領

**Answer (B) is correct.**

- ・ 預金の利息\$200はみなし受領 (constructive receipt) 規定により2011年度の申告対象となり、2012年度ではない。
- ・ 不動産売買における預託金は、売買契約完了時に GI に含めることになる。問3の解説を参照のこと。

$$\therefore \$57,000 + \$1,865 = \$58,865$$

**選択肢 (B)** が正解となる。

### 26. A ランク

#### 出題トピック 利子所得

**Answer (B) is correct.**

州債および地方債 (municipal bond) の利息は原則非課税 (※州債および地方債であっても、私営活動債 (private activity bond) や鞘取債 (arbitrage bond) の利息は全額課税対象となる)。

$$\therefore \$4,000 + \$2,000 + \$1,000 = \$7,000$$

**選択肢 (B)** が正解となる。

### 27. A ランク

#### 出題トピック 利子所得

**Answer (C) is correct.**

前問の解説を参照のこと。

$$\therefore \$200 + \$2,000 = \$2,200$$

**選択肢 (C)** が正解となる。

### 28. A ランク★

#### 出題トピック 利子所得

**Answer (B) is correct.**

選択肢 (A) : 還付税金に付される利息 (日本でいえば還付加算金) は利子所得として課税対象となる。

| 受取利息                     | 取扱い |
|--------------------------|-----|
| 連邦債 (federal bond) の利息   | 課税  |
| 州債 (state bond)          | 非課税 |
| 地方債 (municipal bond) の利息 |     |
| 連邦所得税の還付金に付く利息           | 課税  |
| 州所得税の還付金に付く利息            | 課税  |

選択肢 (B) : 個人退職年金口座 (traditional IRA) の利息は、退職後に引き出すまで課税されない。∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

選択肢 (C) (D) : 課税対象となる GI には、法で特に除外されない限り、すべての所得が含まれる。GI insurance とは、米国軍人 (退役軍人を含む) 向けの保険である。

## 29. A ランク

### 出題トピック シリーズ EE 教育貯蓄債券

Answer (B) is correct.

シリーズ EE 教育貯蓄債券 (series EE Savings Bond) の利息は、納税者本人・配偶者・扶養家族の適格高等教育費用に用いた割合を非課税とすることができる。

適格高等教育費 (qualified higher education expenses) とは、大学等の授業料 (tuition and fees) をいう。寮費等 (room and board) は該当しない。∴選択肢 (B) が正解となる。

### <補足> 利子所得

- ・預金の利息にはみなし受領 (constructive receipt) 規定が適用されるが、「金融機関」の破産・債務超過に伴い引き出せない状態にある利息は引き出すことが可能となる年度まで GI に含めなくてよい。
- ・低金利ローン (below-market loan) とは、無利息あるいは極端に低い利率のローンをいう。  
無利息の場合、法定連邦利率 (federal rates) で計算された利息が「みなし利息 (imputed interest)」となる。法定連邦利率よりも低い利率のローンの場合は、法定利率で計算された利息額との差額がみなし利息となる。  
みなし利息は、①親が子供に融資した場合（個人間の金銭の貸し借りの場合）場合は「贈与」、②会社とその株主に融資した場合は「配当」、③会社とその従業員に融資した場合は「給与」扱いとなる。  
例えば、上記①においては、親が子供に贈与し、そのお金で子供は親に利息を支払ったものとみなされる。  
但し、贈与ローン (gift loan) には特例措置が与えられており、ローン残高が\$10,000以下の場合は贈与とはみなされない。

## 2-3. Income from Securities (配当所得)

### 30. A ランク

出題トピック 資本の払戻し

Answer (D) is correct.

資本の払戻し (return of capital) は、資本不課税の大原則により、GI から除外され課税されることはない (株主の株式の basis を減額することになる)。∴ 選択肢 (D) が正解となる。

### 31. B ランク★

出題トピック 配当金再投資制度

Answer (B) is correct.

配当金再投資制度 (dividend reinvestment plan) とは、株主が配当として金銭を受領する代わりにその配当を会社株式への追加投資に自動的に充当する制度である。当制度がある会社の株主は、通常、現金配当を受領するか、再投資するかを選択することができる。

<株主が配当金再投資制度を利用した場合>

- ・株式を株式の時価 (FMV) で取得した場合、(実際には配当を受領しないが、) 現金配当と同じ金額を配当所得として GI に含める。
- ・株式を株式の時価 (FMV) よりも安い価格で取得した場合には、取得した株式の配当日における時価を配当所得として GI に含める。

∴  $\$1,500 + \$3,000 = \$4,500$

選択肢 (B) が正解となる。

### 32. B ランク★

出題トピック 配当金再投資制度

Answer (B) is correct.

配当金の再投資に追加して、さらに自身の資金で株式をその時価 (FMV) よりも安い価格で購入している場合、購入価格とその時価の「差額」は配当所得となる。

∴  $(\$32 - \$30) \times 100 \text{ 株} = \$200$  配当所得 (ordinary income)

選択肢 (B) が正解となる。

<補足> 配当所得

- ・株主が受領した株式配当 (stock dividend) は、株式分割 (stock split) と同様、原則非課税である。但し、①株主に株式以外の資産 (現金配当・現物配当) を受領する選択権がある場合、②普通株を保有する株主が株式配当として優先株もしくは普通株を選択できる場合、③優先株に対する株式配当の場合等については、受領した株式の時価 (FMV) で課税対象となる。

### 33. C ランク★

出題トピック ミューチュアル・ファンド

Answer (D) is correct.

ミューチュアル・ファンド (mutual fund : 投資信託会社) からの分配は、その所得の種類によって、キャピタル・ゲインと配当の大きく2種類に分けられる。

①キャピタル・ゲイン

ミューチュアル・ファンドから分配されるキャピタル・ゲインは、実際の保有期間にかかわらず、常に「長期キャピタル・ゲイン (LTCG)」として扱われる。ミューチュアル・ファンドがキャピタル・ゲインを純資産に組み込んで再投資することがあるが、投資家は実際に分配を受領していなくても、長期キャピタル・ゲインとして GI に含めて課税を受けることになるため、(将来の分配時に再度課税されてしまうことがないように) ファンド持分の basis を増加させておく。ミューチュアル・ファンドにより源泉徴収済みの連邦所得税額は税額控除として控除する。

②配当

投資信託が保有する株や債券などから得られた利息・配当などの通常所得は、投資家に配当として分配される。投資家がミューチュアル・ファンドから受領する配当は「配当所得」として課税対象となる。但し、そのファンドが保有していた地方債などの非課税債券の割合部分については、非課税扱いが認められている。

∴ 選択肢 (A) (B) (C) は正しい。

選択肢 (D) が誤り。

### 34. A ランク

出題トピック 利子所得と配当所得

Answer (A) is correct.

現金主義なので、未収利息 \$2,000 を除く。

∴  $\$4,000 + \$5,000 + \$12,000 = \$21,000$

選択肢 (A) が正解となる。

## 2-4. Royalties and Rental Income (ロイヤルティ所得・不動産賃貸所得)

ロイヤルティおよび不動産賃貸所得は、Form 1040の Schedule E にて、賃貸収入から経費を控除して計算される。賃貸不動産に係る経費については、後述の【SU3】で解説する。

### 35. A ランク

出題トピック 不動産賃貸所得

Answer (A) is correct.

返却義務のある保証金 (refundable security deposit) は、受領年度の賃貸収入には含まれない。∴選択肢 (A) が正解となる。

### 36. A ランク

出題トピック 不動産賃貸所得

Answer (C) is correct.

- ・リース期間の最終月の家賃に充当される \$900 は「前受家賃」となり、受領年度の賃貸収入に含まれ課税対象となる。
- ・\$3,600 の解約料も賃貸収入に含まれ課税対象となる。
- ・\$1,400 の改良は、家賃代わりと約束を交わしていないため、賃貸収入に含まなくてよい。

∴\$900 (前受家賃) + \$3,600 (解約料)  
= \$4,500

選択肢 (C) が正解となる。

### 37. A ランク

出題トピック 不動産賃貸所得

Answer (C) is correct.

Ms.Oak が受領した現金は合計8ヵ月分\$3,800 (＝\$500×8ヵ月－\$200) ではあるが、残り4ヵ月分の家賃相当の改良が行われている。よって、本問では、12ヵ月分の\$500×12ヵ月＝\$6,000が賃貸収入として課税対象となる。∴選択肢 (C) が正解となる。

### 38. A ランク★

出題トピック 不動産賃貸所得

Answer (C) is correct.

Apt.A :

月額\$1,000×12ヵ月  
＝\$12,000

Apt.B :

\$1,000 (最終月分の前受家賃)  
＋\$1,000×計10ヵ月 (3月～12月分)  
＝\$11,000

※返却義務のある保証金 (refundable security deposit) \$1,500 は、受領年度の賃貸収入には含まれない。

Apt.C :

\$1,000×12ヵ月  
＋\$1,000×3ヵ月 (解約料として3ヵ月分)  
＝\$15,000

∴A\$12,000＋B\$11,000＋C\$15,000＝\$38,000

選択肢 (C) が正解となる。

### 39. A ランク

出題トピック 不動産賃貸所得

Answer (C) is correct.

\$24,000 (当年度の家賃)  
＋\$24,000 (最終年度の前受家賃)  
＝\$48,000

選択肢 (C) が正解となる。

### 40. A ランク

出題トピック 不動産賃貸所得 vs. 事業所得

Answer (C) is correct.

メイドサービスや食事がついた施設の入居料は、不動産賃貸所得ではなく (受動的活動 (passive activity) ではないため)、事業所得となる。

∴選択肢 (C) : Schedule C での申告が正解となる。

## 8 ADJUSTMENTS TO ASSET BASIS AND CAPITAL GAINS/LOSSES

A28問 (71.8%) B5問 (12.8%) C6問 (15.4%)

GLEIM Text p.205

### 8-1. Adjustments to Asset Basis (資産のベーススに対する調整)

#### 1. A ランク★

出題トピック 資産の basis が減少する例

Answer (D) is correct.

選択肢 (A) : 減価償却控除

選択肢 (B) : 資本の払戻し (return of capital)

選択肢 (C) : 強制的転換による損失控除

上記いずれも、対象となった資産の basis が減少する。∴ 選択肢 (D) が正解となる。

#### 2. A ランク

出題トピック MACRS

Answer (D) is correct.

MACRS (修正加速度原価回収法; 1987年1月1日以降に使用開始した償却対象資産に適用される減価償却制度) では、残存価額をゼロとして償却する。

#### Personal property (動産) の場合

原則: Half-year convention (半年分の償却)

特例: Mid-quarter convention (40%超を第4四半期に使用開始した場合には、使用開始した各四半期の真ん中から償却を行う。)

Automobile, computer等: 5年200%定率法  
Office furniture and fixtures等: 7年200%定率法

#### Real property (不動産) の場合

Mid-month convention (使用開始した月の真ん中から償却を行う。)

Residential rental real property  
(居住用賃貸不動産): 27.5年定額法  
Non-residential rental property  
(居住用ではない不動産): 39年定額法

∴ 本問では、  
Office building ⇒ 39年  
Office furniture and fixtures ⇒ 7年  
選択肢 (D) が正解となる。

※減価償却方法の詳細については、主に [Part 2 : Businesses](#) で出題されている。

#### 3. A ランク

出題トピック 資本の払戻し

Answer (B) is correct.

＜普通法人からの通常の分配＞

株主側では、分配総額を以下のように扱う。

|             |                                                      |
|-------------|------------------------------------------------------|
| 残り          | ⇒ (c) Capital gain として課税                             |
| Stock basis | ⇒ (b) Return of capital として不課税。<br>※株式の basis は減少する。 |
| E&P         | ⇒ (a) Dividend として課税                                 |

選択肢 (A) : 分配総額が法人の E&P を超過する場合には、超過部分は資本の払戻し (不課税) として扱われ、株主は株式の basis を減算調整する。∴ 正しい。

選択肢 (B) : 株式の basis を超えて行われた分配 (= 残りの部分) は、キャピタル・ゲインとして課税対象となる。※株式の basis はマイナスの値にはなりえないため、キャピタル・ゲインを認識し課税を受けることで、株式の basis をちょうどゼロにする。∴ キャピタル・ロスではないので、誤り。

選択肢 (C) (D) : 清算に伴う分配 (liquidating distribution) における株主側の取扱いについて、正しい記述である。※清算に伴う分配については、[Part 2 : Businesses](#) で詳しく解説する。

#### 4. A ランク★

出題トピック 資本の払戻し

Answer (C) is correct.

前問の解説を参照のこと。

Mrs. Yee 氏の株式の basis

= \$500 (2007年取得価額)

− \$800 (2010年資本の払戻し)

+ \$300 (2010年キャピタル・ゲインとして課税)  
= ちょうど \$0

※2012年における配当の受領は、株式の basis に影響を与えない。

∴ 2012年期末における株式の basis は \$0。

選択肢 (C) が正解となる。

## 5. A ランク

### 出題トピック 資本の払戻し

**Answer (B) is correct.**

問3の解説を参照のこと。

株式の購入のタイミングが異なる場合、それらが明確に区別されている場合は、それぞれ分けて basis を計算する (specific identification method)。なお、売却時に売却した株式を特定できず払出単価の計算が必要な場合には、通常 FIFO (先入先出法) が用いられる。

配当の受領は、株式の basis に影響を与えない。問題文により、資本の払戻しの対象となったのは Block B である。

#### 2003年購入分 (Block A)

2003年購入分の株式の basis

= \$2,000 (取得価額)

#### 2004年購入分 (Block B)

2004年購入分の株式の basis

= \$1,000 (取得価額)

— \$800 (資本の払戻し)

= \$200

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 6. B ランク

### 出題トピック 資本的支出と修繕費の区別

**Answer (A) is correct.**

一般に、資産の価値を高める、耐用年数を延長する、新しい用途に使用するための支出は、資本的支出 (capital expenditures) として資産計しなければならない。

一方、資産を使用可能な状態に保つための支出は資産計上されない。これらの費用は、賃貸不動産や事業用資産であれば、修繕費として即費用化することができる。

賃貸不動産に対する資本的支出

= \$2,000 (台所のキャビネットの交換費用)

+ \$500 (新キャビネットの設置に伴う塗装費)

+ \$600 (備え付けの食器洗浄機交換費用)

= \$3,100

※主寝室のバスタブの表面を磨くための費用

\$400は、修繕維持費となり、即費用化する。

∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 8-2. Holding Period (資産の保有期間)

### 7. B ランク

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 出題トピック | 資産の保有期間<br>(贈与資産の保有期間) |
|--------|------------------------|

**Answer (C) is correct.**

選択肢 (A) (B) : 保有期間は取得日の翌日から起算することになるため、誤り。

**選択肢 (C) :** 贈与資産の保有期間について、Donor's basisを引き継いだ場合には、保有期間も引き継ぐことになるため、正しい。

### 8. A ランク

|        |                        |
|--------|------------------------|
| 出題トピック | 資産の保有期間<br>(相続資産の保有期間) |
|--------|------------------------|

**Answer (C) is correct.**

相続資産の basis は、原則、死亡日における FMV となる。本問では、相続資産の FMV である 1 株 \$15 を用いる。

|                            |              |
|----------------------------|--------------|
| Amount realized            | \$20 × 100 株 |
| — A.B. of the property     | \$15 × 100 株 |
| Realized / Recognized gain | \$500        |

相続資産の保有期間は常に長期として扱われる。  
∴ \$500 の長期キャピタル・ゲインとなる。

**選択肢 (C) が正解となる。**

### 9. A ランク

|        |              |
|--------|--------------|
| 出題トピック | キャピタル・ロスの取扱い |
|--------|--------------|

**Answer (C) is correct.**

#### 個人のキャピタル・ロスの取扱い

キャピタル・ゲインとの相殺（内部通算）後の純キャピタル・ロスは、**\$3,000 (MFS:\$1,500)** を上限に、給与所得などの通常所得（ordinary income）と相殺（損益通算）可。

相殺（損益通算）しきれなかった部分は、翌期以降無期限に繰越し可能。繰り越された純キャピタル・ロスは、繰り越された年度で、もともと短期のものは短期、もともと長期のものは長期として扱われる。

|                            |                 |
|----------------------------|-----------------|
| Amount realized            | \$4.5 × 1,000 株 |
| — A.B. of the property     | \$15 × 1,000 株  |
| Realized / Recognized loss | (\$10,500)      |

取得日の翌日から 1 年以内の売却であるため、短期キャピタル・ロスとなる。

このうち、**\$3,000** を上限に当年度の通常所得（ordinary income）から控除することができ、残りの \$7,500 は短期キャピタル・ロスとして無期限に繰越しが可能。

∴ **選択肢 (C) が正解となる。**

### 10. B ランク★

|        |                       |
|--------|-----------------------|
| 出題トピック | 資産の保有期間<br>(短期と長期の判別) |
|--------|-----------------------|

**Answer (B) is correct.**

短期と長期の判別は、取得日の翌日から起算し、処分日までが 1 年以内のものは短期、1 年超のものは長期となる。

選択肢 (B) :

取得日の翌日 2 月 15 日～翌年 2 月 15 日  
⇒ 保有期間は 1 年 + 1 日となり、長期となる。

∴ **選択肢 (B) が正解となる。**

選択肢 (C) :

取得日の翌日 2 月 15 日～翌年 2 月 14 日  
⇒ 保有期間はちょうど 1 年となり、短期となる。

### 11. A ランク

|        |                      |
|--------|----------------------|
| 出題トピック | 資産の保有期間<br>(同種資産の交換) |
|--------|----------------------|

**Answer (B) is correct.**

同種資産の交換により受領した新しい資産の保有期間は、交換に出した古い資産の保有期間を引き継ぐ（古い資産の取得日の翌日から起算）。

本問の場合、投資目的で保有していた資産で、不動産同士の交換となるため、非課税の同種資産の交換に該当する。

新しい土地の保有期間は、古い土地の取得日の翌日（2010年6月1日）から起算する。売却日は 2012 年 8 月 15 日であるため、保有期間は 1 年超となり、売却益は長期キャピタル・ゲインとなる。∴ **選択肢 (B) が正解となる。**

### 8-3. Capital Gains and Losses (キャピタル・ゲインおよびロス)

#### 12. A ランク

|        |                           |
|--------|---------------------------|
| 出題トピック | 実現総額<br>(amount realized) |
|--------|---------------------------|

**Answer (B) is correct.**

**Amount realized** (実現総額) とは、資産の売却又は交換等において対価として受領したものの総額をいう。※売却又は交換諸費用を差し引ける。

Amount realized =  
 \$100,000 (受領した現金の金額)  
 +\$10,000 (受領した資産の FMV)  
 +\$12,000 (債務免除: C.O.D.)  
 +\$20,000 (債務免除: C.O.D.)  
 =**\$142,000**

∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

#### 13. A ランク

|        |              |
|--------|--------------|
| 出題トピック | キャピタル・ロスの取扱い |
|--------|--------------|

**Answer (B) is correct.**

問9の解説を参照のこと。

**選択肢 (A)**: まず、短期・長期に分けてキャピタル・ゲインとロスを相殺する。∴ 正しい。

**選択肢 (B)**: 個人の納税者の場合、繰り越された年度で、もともと短期のものは短期、長期のものは長期として扱われる。∴ 誤り。

※法人の場合は、常に長期として扱う。

**選択肢 (C)**: 純キャピタル・ゲインとなった場合、課税対象となる。

**選択肢 (D)**: 純キャピタル・ロスとなった場合、\$3,000 (MFS:\$1,500) を上限に、給与所得などの通常所得 (ordinary income) と相殺 (損益通算) 可。

∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

#### 14. A ランク★

|        |            |
|--------|------------|
| 出題トピック | 資産の売却損益の計算 |
|--------|------------|

**Answer (B) is correct.**

Amount realized =  
 \$100,000 (受領した現金の金額)  
 +\$20,000 (受領した資産の FMV)  
 +\$3,000 (債務免除: C.O.D.)  
 +\$17,000 (債務免除: C.O.D.)  
 −\$4,000 (売却諸費用)  
 =**\$136,000**

売却日における建物の basis =  
 \$70,000 (取得価額)  
 +\$20,000 (改良)  
 −\$10,000 (減価償却累計額)  
 =**\$80,000**

∴  $\$136,000 - \$80,000 = \mathbf{\$56,000 \text{ gain}}$

**選択肢 (B)** が正解となる。

#### 15. A ランク

|        |              |
|--------|--------------|
| 出題トピック | キャピタル・ゲインとロス |
|--------|--------------|

**Answer (B) is correct.**

キャピタル・ゲインとロスを相殺する際には、長期分・短期分をそれぞれ分けて相殺した後、さらに可能であれば短期と長期を相殺することとなる。

長期分

$\$6,500 - \$1,800 = \$4,700$  Net LTCG

短期分

$\$1,000 - \$2,700 = (\$1,700)$  Net STCL

長期分と短期分を相殺

$(\$1,700) + \$4,700 = \mathbf{\$3,000}$  Net capital gain

長期キャピタル・ゲインとして軽減税率が適用される。∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

## 16. C ランク

出題トピック キャピタル・ゲインとロス

Answer (B) is correct.

個人の納税者の場合、長期キャピタル・ゲインには**15%**の軽減税率（低額所得者の場合は0%）が適用される。但し、Unrecaptured Sec.1250 gain には**25%**、美術品や骨董品などの収集品（collectibles）から生じたゲインには**28%**の税率が適用される。

短期の純キャピタル・ロス、長期キャピタル・ゲインと相殺する場合、適用税率の高い順（28%→25%→15%）に相殺していくことになる。

(\$40,000) Net STCL + \$20,000 LTCG (28%)  
= 残り (\$20,000) Net STCL  
(\$20,000) Net STCL + \$25,000 LTCG (15%)  
= **\$5,000 LTCG (15%)**  
∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

## 17. C ランク

出題トピック キャピタル・ゲインとロス

Answer (B) is correct.

チャレンジ問題である。

長期分

\$10,000 - \$10,000 = \$0

短期分

\$15,000 - \$6,000 = \$9,000 Net STCG  
短期キャピタル・ゲインのみが残るため、  
さらなる相殺はできず、**Net capital gain は\$0**。  
∴ **選択肢 (B)** が正解となる。

## 18. A ランク

出題トピック 非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt)

Answer (C) is correct.

非事業上の貸倒損失 (nonbusiness bad debt) は、納税者の事業に関連しない債権の貸倒損失をいい、**常に短期のキャピタル・ロス**として控除することができる。

∴ **選択肢 (C)** が正解となる。

※Form 4797は事業用資産の売却損益を申告する際に使用するフォームであり、キャピタル・ゲインまたはロスは Schedule D で計算される。

## 19. C ランク

出題トピック Sec. 1231 assets  
Sec.1250 recapture

Answer (D) is correct.

チャレンジ問題である。

本間における事業用建物 は Sec.1231 assets であり、その売却益\$250,000（＝\$350,000－\$100,000）は Sec.1250 リキャプチャーの対象となる。Sec.1250 リキャプチャーの対象となる金額は問題文に\$10,000と与えられている。  
＜事業用建物の売却益\$250,000の内訳＞

|            |                                                            |
|------------|------------------------------------------------------------|
| \$10,000   | ＝Ordinary income<br>Sec.1250リキャプチャー                        |
| \$190,000※ | ＝Unrecaptured Sec.1250 gain<br>＝長期キャピタル・ゲイン<br>（25%の税率が適用） |
| \$50,000   | ＝Sec. 1231 gain<br>＝長期キャピタル・ゲイン<br>（15%の税率が適用）             |

※Unrecaptured Sec.1250 gain とは、Sec.1250 assets から実現したゲインのうち通常所得（ordinary income）として扱われない残りの減価償却部分をいい、25%の税率が適用される。

→ これらを、当年度に生じていた長期キャピタル・ロス\$200,000と相殺することになるが、まず、同じ税率（15%）が適用されるグループ内で相殺することになる。  
(\$200,000) + \$50,000 = (\$150,000)  
次に、25%適用のものと相殺する。  
(\$150,000) + \$190,000 = **\$40,000 (25%)**  
∴ **選択肢 (D)** が正解となる。

## 20. A ランク★

| 出題トピック | 資本資産の判別<br>(capital assets) |
|--------|-----------------------------|
|--------|-----------------------------|

Answer (C) is correct.

| 資本資産ではない資産の例<br>(Non-Capital Asset)                                                                                                                                         |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 棚卸資産</li> <li>② 事業用の減価償却対象動産および不動産</li> <li>③ 売掛金・受取手形等</li> <li>④ 創作した者により所有されている著作権等</li> <li>⑤ 自己株式 (treasury stock)</li> </ul> |

収集したコインコレクションは Capital asset である。 $\$5,000 - \$1,000 = \$4,000$  gain は長期キャピタル・ゲインとなる。

一方、Sharon 氏自身が書いたオリジナル短編小説 (著作権) は Capital asset ではない。

$\$20,000 - \$0 = \$20,000$  gain は通常所得 (ordinary income) となる。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 21. A ランク

| 出題トピック | 関係者間取引 |
|--------|--------|
|--------|--------|

Answer (A) is correct.

- ・ 2 年間保有している株式の売却益：  
 $\$3,000 - \$2,000 = \$1,000$  gain は長期キャピタル・ゲインとなる。
  - ・ 兄に売却した土地の売却損：  
関係者間取引に該当するため、売却損を控除することはできない。※関係者間取引については、【SU9】にて解説する。
- ∴ 選択肢 (A) が正解となる。

## 22. A ランク★

| 出題トピック | 実現総額<br>(amount realized) |
|--------|---------------------------|
|--------|---------------------------|

Answer (C) is correct.

選択肢 (A)：現金、選択肢 (B)：現物、選択肢 (D)：人的役務を含め、対価として受領したものすべてが実現総額 (amount realized) となる。∴ 選択肢 (C) が正解となる。

## 23. A ランク

| 出題トピック | 資本資産の判別<br>(capital assets) |
|--------|-----------------------------|
|--------|-----------------------------|

Answer (C) is correct.

John 氏は家具職人兼大工である。顧客に販売する目的で取得した家 (つまり、棚卸資産) は Capital asset ではない。

$\$90,000$  (販売価格)

－ [  $\$50,000$  取得価額 +  $\$10,000$  材料費 ]

=  $\$30,000$  ordinary gain 事業所得となる。

∴ 選択肢 (C) が正解となる。

**8-4. Capital Gains on Sales of Stock (株式の売却によるキャピタル・ゲイン)****24. A ランク★****出題トピック 株式の売却・分割・無価値化****Answer (A) is correct.**ACB 社の株式の売却

\$800 (売却価格) - \$50 (売却手数料)

- \$400 (株式の basis)

= \$350 capital gain

DEF 社の株式分割

株式分割は非課税である。損益を認識することはない。

GHI 投資信託の時価下落

未実現損益 (unrealized gain/loss) については、売却しない限り、損益を認識することはない。

JKL 株式の無価値化 (worthless securities)有価証券が無価値化した場合の損失は、課税年度末の時点であたかも \$0 で売却したかのよう  
に、キャピタル・ロスとして認識し控除することが  
できる。

\$0 (売却価格)

- \$700 (株式の basis)

= \$700 capital loss

∴ \$350 + (\$700) = **(\$350) capital loss****選択肢 (A) が正解となる。****25. A ランク****出題トピック 資産の保有期間  
(短期と長期の判別)****Answer (B) is correct.**

保有期間が短期か長期かを問う問題である。

・ \$500 の売却損 ⇒ 短期

保有期間が 1 年以内であるため、短期キャピ  
タル・ロスとなる。∴ **(\$500) STCL**

・ \$5,000 の売却損 ⇒ 長期

保有期間が 1 年超であるため、長期キャピ  
タル・ロスとなる。

・ \$1,000 の売却益 ⇒ 長期

5 年間保有していた空き地の売却益は、保有  
期間が 1 年超であるため、長期キャピタル・  
ゲインとなる。∴ (\$5,000) + \$1,000 = **(\$4,000) LTCL****選択肢 (B) が正解となる。****26. A ランク****出題トピック 資本の払戻し****Answer (C) is correct.**

問3の解説を参照のこと。

Sam 氏の株式の basis

= \$2,500 (2003年取得価額)

- \$2,000 (2011年資本の払戻し)

- \$2,000 (2012年資本の払戻し)

+ **\$1,500 (2012年キャピタル・ゲイン課税※)**

= ちょうど \$0

※保有期間が 1 年超であるため、**長期キャピ  
タル・ゲイン**となる。∴ **選択肢 (C) が正解となる。****27. A ランク****出題トピック 資本の払戻し****Answer (C) is correct.**

問3の解説を参照のこと。

Larry 氏の株式の basis

= \$100 (2007年取得価額)

- \$80 (2010年資本の払戻し)

- \$30 (2012年資本の払戻し)

+ **\$10 (2012年キャピタル・ゲイン課税※)**

= ちょうど \$0

※保有期間が 1 年超であるため、**長期キャピ  
タル・ゲイン**となる。∴ **選択肢 (C) が正解となる。****28. A ランク****出題トピック 株式の交換****Answer (A) is correct.**※株式の交換は、同種資産の交換にあたら  
ない点に注意すること。**Amount realized \$10,000**

- A.B. of the property \$7,000

**Realized / Recognized gain \$3,000**∴ **選択肢 (A) が正解となる。**

## 29. B ランク

出題トピック 株式の売却

Answer (C) is correct.

| 取得日    | 取得<br>価額 | 売却日    | 売却<br>価格 | 売却<br>損益         |
|--------|----------|--------|----------|------------------|
| 1-1-12 | \$4,000  | 6-2-12 | \$6,000  | 短期<br>\$2,000    |
| 7-6-11 | 10,000   | 7-7-12 | 14,000   | 長期<br>\$4,000    |
| 7-6-11 | 20,000   | 7-6-12 | 17,000   | 短期※<br>(\$3,000) |
| 4-3-11 | 5,000    | 6-2-12 | 4,000    | 長期<br>(\$1,000)  |

※取得日の翌日から売却日までちょうど1年であるため短期となる。問10の解説を参照のこと。

長期分：\$4,000 + (\$1,000) = \$3,000 Net LTCG  
 短期分：\$2,000 + (\$3,000) = (\$1,000) Net STCL  
 長期分と短期分を相殺した結果として、  
**\$2,000の Net capital gain** となる。

Net capital gain (loss)の金額を求めなさいと問題文に指示されているため、選択肢 (B) ではなく、**選択肢 (C)** が正解となる。

## 30. A ランク

出題トピック 株式の売却

Answer (A) is correct.

| 項目                                          | 種類                      |
|---------------------------------------------|-------------------------|
| \$600,000のコイン<br>コレクションの売却益                 | 長期※<br>キャピタル・ゲイン        |
| \$50,000の売掛金回収は、事業所得 (ordinary income) となる。 |                         |
| \$50,000の株式の<br>売却益                         | 長期 (1年超保有)<br>キャピタル・ゲイン |
| \$5,000の事業用消耗品費は、事業所得から控除可能な事業経費となる。        |                         |

※相続資産の保有期間は常に長期として扱う。

∴ \$600,000 + \$50,000 = 計 **\$650,000 LTCG**

**選択肢 (A)** が正解となる。

## 31. C ランク

出題トピック ミューチュアル・ファンド

Answer (D) is correct.

【SU2】で演習したミューチュアル・ファンドから分配されるキャピタル・ゲインについてが問われている。

ミューチュアル・ファンドから分配されるキャピタル・ゲインは、実際の保有期間にかかわらず、常に「長期キャピタル・ゲイン (LTCG)」として扱われる。ミューチュアル・ファンドがキャピタル・ゲインを純資産に組み込んで再投資することがあるが、投資家は実際に分配を受領していなくても、長期キャピタル・ゲインとして GI に含めて課税を受けることになるため、(将来の分配時に再度課税されてしまうことがないように) ファンド持分の basis を増加させておく。ミューチュアル・ファンドにより源泉徴収済みの連邦所得税額は税額控除として控除する。

選択肢 (A) (B) (C)：上記解説より、いずれも正しい記述である。

**選択肢 (D)**：投資家は実際に分配を受領していなくても GI に含めて課税を受けることになるため、誤り。

## 32. A ランク

出題トピック 資本の払戻し

Answer (D) is correct.

Non-taxable distribution (不課税の分配) は、資本の払戻しとみなされる。

売却日における株式の basis

= \$475 (取得価額)

− \$155 (資本の払戻し)

= \$320

Amount realized \$300

− A.B. of the property \$320

**Realized / Recognized loss (\$20)**

∴ **選択肢 (D)** が正解となる。保有期間は1年以内であるため、短期キャピタル・ロスとなる。

## 33. A ランク

出題トピック 相続で取得した株式

Answer (C) is correct.

問8を参照のこと。

相続資産の basis は、原則、死亡日における FMV となる。死亡日の FMV は 1 株\$50である。

|                            |             |
|----------------------------|-------------|
| Amount realized            | \$60 × 100株 |
| —A.B. of the property      | \$50 × 100株 |
| Realized / Recognized gain | \$1,000     |

相続資産の保有期間は常に長期として扱われる。

∴ \$1,000の長期キャピタル・ゲインとなる。

選択肢 (C) が正解となる。

## 34. B ランク★

出題トピック 株式の売却

Answer (A) is correct.

売却日は全取引について4/27/12である。

| 会社名<br>取得日        | 取得<br>価額 | 売却<br>価格 | 売却<br>損益          |
|-------------------|----------|----------|-------------------|
| Music社<br>1/18/04 | \$3,000  | \$5,000  | 長期<br>\$2,000     |
| Play社<br>2/11/05  | 2,000    | 10,000   | 長期<br>\$8,000     |
| Fun社<br>4/27/11   | 16,000   | 4,000    | 短期※<br>(\$12,000) |
| Book社<br>12/19/11 | 8,000    | 14,000   | 短期<br>\$6,000     |

※取得日の翌日から売却日までちょうど1年であるため短期となる。問10の解説を参照のこと。

長期分：\$2,000 + \$8,000 = \$10,000 LTCG

短期分：\$6,000 + (\$12,000) = (\$6,000) STCL

選択肢 (A) が正解となる。

## 35. C ランク

出題トピック ミューチュアル・ファンド

Answer (B) is correct.

問31の解説を参照のこと。

実際に分配を受けた金額に関わらず、長期キャピタル・ゲイン\$9,500全額を GI に含めて課税を受ける。ファンドにより源泉徴収済みの連邦所得税額は税額控除として控除する。

選択肢 (B) が正解となる。

## 36. A ランク

出題トピック 株式分割 (stock split)

Answer (B) is correct.

株式分割は、原則非課税である。

株式分割後の1株あたりの新しいbasisは、旧株式のbasisを分割後の総株式数で割った金額となる。分割後でも、全体のbasisの額は変化しない点に注意しよう。

株式の購入のタイミングが異なる場合、それらが明確に区別されている場合は、それぞれ分けて1株あたりの basis を計算する (specific identification method)。

## Year 1 購入分

| 分割前     | 1株を2株に分割→   | 分割後     |
|---------|-------------|---------|
| 100株    | 株式数         | 200株    |
| \$5,000 | 全体の basis   | \$5,000 |
| @50     | 1株あたり basis | @25     |

## Year 2 購入分

| 分割前     | 1株を2株に分割→   | 分割後     |
|---------|-------------|---------|
| 100株    | 株式数         | 200株    |
| \$8,000 | 全体の basis   | \$8,000 |
| @80     | 1株あたり basis | @40     |

売却時に売却した株式を特定できず払出単価の計算が必要な場合には、FIFO（先入先出法）が用いられるため、Year 1 購入分より払出しを行う。

|                            |            |
|----------------------------|------------|
| Amount realized            | \$2,000    |
| —A.B. of the property      | \$25 × 50株 |
| Realized / Recognized gain | \$750      |

∴ 選択肢 (B) が正解となる。

## 37. A ランク

出題トピック 資本の払戻し

Answer (C) is correct.

売却日における株式のbasis

= \$2,000 (取得価額)

— \$100資本の払戻し)

= \$1,900 選択肢 (C) が正解となる。

|                            |         |
|----------------------------|---------|
| Amount realized            | \$3,000 |
| —A.B. of the property      | \$1,900 |
| Realized / Recognized gain | \$1,100 |

保有期間は1年超であるため、長期キャピタル・ゲインとなる。

## 8-5. Sections 1202 and 1244 Stock (適格中小企業株式)

### 38. C ランク

#### 出題トピック Sec.1202株式の特例

**Answer (C) is correct.**

個人の納税者が5年を超えて保有している Sec.1202株式（適格中小企業株式）の売却または交換により生じたゲインは、原則として、その50%を GI から除外することができる。

※2009年2月18日～2010年9月27日の期間に取得した株式の場合はその75%、2010年9月28日～2013年12月31日の期間に取得した株式の場合はその100%を GI から除外することができる。

※この規定で納税者が1課税年度に GI から除外することができる金額には上限があり、以下のいずれか大きい金額までとなる。

①\$10,000,000（MFS の場合は\$5,000,000）

または

②当年度中に売却・交換した全ての Sec.1202 株式の basis の10倍

本問は、チャレンジ問題である。

**選択肢 (C)：**AMT での調整は、除外したゲインの7%分となるため、誤り。

**選択肢 (A) (B)、(D)：**いずれも正しい記述である。

### 39. A ランク★

#### 出題トピック Sec.1244株式の特例

**Answer (B) is correct.**

Sec.1244株式（適格中小企業株式）の売却・交換・無価値化などにより生じたロスは、\$50,000（MFJ の場合は\$100,000）を限度に、通常損失（ordinary loss）として控除することができる。限度額を超過する部分は、原則通りキャピタル・ロスとなる。

Sec.1244株式に関する特例は、中小企業に対する投資促進を目的としているため、該当会社に直接資本を提供し株式の発行を受けた者（original owner）のみ適用可。

**選択肢 (A)：**キャピタル・ロスではなく、通常損失として扱うことができるという規定であるため、誤り。

**選択肢 (B)：**正しい記述である。

**選択肢 (C)：**MFJ の場合の限度額は\$50,000ではなく\$100,000であるため、誤り。

**選択肢 (D)：**ゲインについては原則通りキャピタル・ゲインとなるため、誤り。